

再発見しまねぐるっと周遊事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 島根県が交付する再発見しまねぐるっと周遊事業補助金（以下「補助金」という。）については、島根県補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、旅行需要が落ち込んでいる中、県内旅行の需要回復を促進し、県民の周遊を図り、県内経済の早期の活性化を促すため、旅行者（旅行者（昭和27年法律第239号）の規定に基づく旅行業の登録を受けている事業者（以下、同じ。））が造成する募集型企画旅行及び受注型企画旅行（以下「旅行等」という。）に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付先)

第3条 補助金の交付先は、島根県内に本店又は営業所等のある旅行者とする。

(補助金の交付)

第4条 次の各号に掲げる要件をすべて備えた旅行商品等を取扱う旅行者に補助金を交付する。

- 1 事業対象期間（令和3年4月23日以降に出発し、令和3年5月31日までに帰着するものをいう。）中に、催行される旅行等（送迎を除く。）であること。
- 2 島根県内に本店、支店又は営業所のある事業者が造成した旅行商品（行程の一部にバス、タクシー、鉄道や航空機、船舶等の利用を加えるものを含む。）であること。
- 3 県民による県内観光を目的とした旅行であること。
- 4 対象商品の販売に際して、補助事業であることを明らかにするとともに、本来の価格と割引後の価格（助成後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることを消費者が明確に認知できるようにすること。
- 5 宗教活動（冠婚葬祭と判断されるものを除く。）又は選挙活動を目的とするものは対象としないこと。
- 6 保育園行事、学校行事として実施するものは対象としないこと。
- 7 会議や研修を目的とした視察等として実施するものは対象としないこと。
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が利用する場合は対象としないこと。
- 9 新型コロナウイルス感染予防のため、取扱う旅行等は、各業界団体が作成したガイドラインを踏まえた取り組みを実践していること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表1のとおりとする。

- 2 補助金の交付額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(実施計画書の提出)

第6条 補助対象者は、実施計画書（様式第1号）を、原則として催行日の1週間前までに、知事に提出しなければならない。

(内示)

第7条 知事は、前条に規定する計画書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を内示決定し、その旨を内示通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

2 知事は、適正な交付を行うため必要と認める場合は、条件を付して内示決定をすることができるものとする。

(消費者の確認)

第8条 補助対象者は、第7条に定める内示通知のあった補助対象事業を実施する際に、消費者が県民であることを、利用申込書（様式第3号）により確認し、補助対象事業が完了した際に、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第9条 補助対象者は、第7条に定める内示通知のあった補助対象事業が完了した際に、速やかに補助金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定)

第10条 知事は、前条に規定する交付申請書兼実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するとともに、実績報告の内容を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を交付決定及び額の確定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

2 知事は、額の確定日から30日以内に補助金を補助対象者に交付するものとする。

(帳簿等の保管)

第11条 補助対象者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(二重補助の禁止)

第12条 この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。ただし、知事が別に定める補助金についてはこの限りでない。

(補助金の返還)

第13条 知事は、偽りその他不正な手段により、この補助金の交付を受けたものがある場合は、その者に補助金の返還を命じることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

別表1

補助対象経費	補助金の額
催行人数助成	一人当たりの旅行代金に対して半額とする。 ※上限5,000円/人・泊 ※一人当たりの補助額（円単位）に、実際のツアー参加人数をかけた額を補助対象額とする。